

市第3号議案

横浜市公会堂条例の一部改正

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年5月24日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例

横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「横浜市南公会堂」を

「横浜市鶴見公会堂

横浜市神奈川公会堂

横浜市南公会堂

横浜市港南公会堂

横浜市保土ヶ谷公会堂

横浜市旭公会堂

横浜市金沢公会堂」に改める。

別表第3 横浜市鶴見公会堂の項及び横浜市神奈川公会堂の項を削り、同表横浜市西公会堂の項中

「

8,300
-------

」

を

「

円 8,300
------------

」

に改め、同表横浜市港南公会堂の項、横浜市保土ヶ谷公会堂の項、横浜市旭公会堂の項及び横浜市金沢公会堂の項を削る。

別表第4横浜市南公会堂の項中「円」を削り、同項の前に次のように加える。

横浜市 鶴見 公会堂	会 議 室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	円 3,700	円 4,440
		入場料等を徴収する場合	同	7,400	8,880
	講 堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備	一式又は1台、1日につき			6,000
横浜市 神奈川 公会堂	会 議 室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	5,900	7,080
		入場料等を徴収する場合	同	11,800	14,160
	講 堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600

附 属 設 備	一式又は1台 、1日につき	6,000
---------	------------------	-------

## 別表第4 横浜市南公会堂の項の次に次のように加える。

横浜市 港南 公会堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	2,500	3,000
		入場料等を徴収 する場合	同	5,000	6,000
	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき	6,000	
横浜市 保土 ヶ谷 公会堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	7,800	9,360
		入場料等を徴収 する場合	同	15,600	18,720
	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき	6,000	
横浜	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	4,100	4,920
		入場料等を徴収 する場合	同	8,200	9,840

市第3号

市旭公会堂	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は1台、1日につき	6,000	
横浜市金沢公会堂	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	2,000	2,400
		入場料等を徴収する場合	同	4,000	4,800
	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は1台、1日につき	6,000	

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市鶴見公会堂等について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入するため、横浜市公会堂条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市公会堂条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

## 別表第1（第5条第1項）

横浜市鶴見公会堂横浜市神奈川公会堂

横浜市南公会堂

横浜市港南公会堂横浜市保土ヶ谷公会堂横浜市旭公会堂横浜市金沢公会堂

（省略）

## 別表第3（第7条第2項）

名 称	種 別	使 用 料 (1日を単位とする。)
<u>横浜市鶴見公会堂</u>	会 議 室	円 3,700
	講 堂	29,000
	附 属 設 備	6,000
<u>横浜市神奈川公会堂</u>	会 議 室	5,900
	講 堂	29,000
	附 属 設 備	6,000
	会 議 室	円 8,300

市第3号

横浜市西公会堂	講 堂	29,000
	附 属 設 備	6,000
( 省 略 )		
横浜市港南公会堂	会 議 室	2,500
	講 堂	29,000
	附 属 設 備	6,000
横浜市保土ヶ谷公会堂	会 議 室	7,800
	講 堂	29,000
	附 属 設 備	6,000
横浜市旭公会堂	会 議 室	4,100
	講 堂	29,000
	附 属 設 備	6,000
( 省 略 )		
横浜市金沢公会堂	会 議 室	2,000
	講 堂	29,000
	附 属 設 備	6,000
( 省 略 )		

別表第4 ( 第9条第2項 )

種 別	単 位	利 用 料 金	
		平 日	日曜日、 土曜日及 び休日

横 浜 市 鶴 見 公 会 堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	円 3,700	円 4,440
		入場料等を徴収 する場合	同	7,400	8,880
	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき		6,000	
横 浜 市 神 奈 川 公 会 堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	5,900	7,080
		入場料等を徴収 する場合	同	11,800	14,160
	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき		6,000	
横 浜	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	円 1,800	円 2,160
		入場料等を徴収 する場合	同	3,600	4,320

市第3号

市 南 公 会 堂	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備	一式又は1台 、1日につき		6,000	
横 浜 市 港 南 公 会 堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	2,500	3,000
		入場料等を徴収 する場合	同	5,000	6,000
	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備	一式又は1台 、1日につき		6,000	
横 浜 市 保 土 ヶ 谷 公	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	7,800	9,360
		入場料等を徴収 する場合	同	15,600	18,720
	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600

会 堂	附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき	6,000	
	横 浜 市	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	4,100
入場料等を徴収 する場合			同	8,200	9,840
旭 公 会 堂	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき	6,000	
	横 浜 市 金 沢 公 会 堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	2,000
入場料等を徴収 する場合			同	4,000	4,800
公 会 堂	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき	6,000		
( 省 略 )					

( 備 考 省 略 )